

鹿屋市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市市民交流センター条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第239号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「鹿屋市市民交流センター使用許可申請書（別記第1号様式）を」を削り、「提出」を「使用許可の申請を」に改める。

第3条第1項中「鹿屋市市民交流センター使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする」を「その旨を前条の規定による申請を行った者に通知する」に改める。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条の2中「は、条例第11条第3号に規定する管理上支障があるものとみなし、使用を許可しないものとする」を「で、市長等が条例第11条第3号に規定する管理上支障があるときに該当するとみなした場合は、使用を許可しないことができる。」に改める。

第4条中「鹿屋市市民交流センター使用許可変更・取消申請書（別記第3号様式）を」を削り、「提出」を「変更又は取消しの申請を」に改める。

第6条中「鹿屋市市民交流センター使用料還付申請書（別記第4号様式）を市長等に提出」を「市長等に使用料還付の申請を」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

設備等の名称	単位	使用料	備考
カードリーダー	1台	110円	
パソコン	1台	320円	
外付けDVDドライブ	1台	110円	
変換アダプタ	1本	110円	

備考 プリンタ使用に伴うインク代及びポイントカード等の消耗品の費用については、実費に相当する額を徴収する。

別表中第2項を次のように改める。

2 芸術文化学習プラザの設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料	備考
松羽目	1枚	840円	

平台	1 枚	110円	
箱足	1 個	60円	
木台 (枕木)	1 個	60円	
開き足	1 台	60円	
カゲ段	1 台	60円	
前カクシケコミパネル	1 台	60円	
人形立	1 本	60円	
指揮者台セット	1 セット	210円	譜面台含む。
楽団員用譜面台	1 台	60円	
コントラバス用イス	1 脚	110円	
スタッキングチェアー	1 脚	60円	舞台上で使用する場合に限り、使用料が発生するものとする。
屏風 (金・銀)	1 双	840円	
ひ毛せん (フェルト地)	1 枚	110円	
雪籠	1 個	110円	
座布団	1 枚	60円	
上敷 (黒へり)	1 枚	60円	
めくり台	1 台	110円	
演台	1 式	420円	2 点セット
司会者用レクチャー台	1 台	110円	
ホワイトボード	1 台	60円	
机	1 個	60円	
姿見	1 面	60円	
ドライアイスマシン	1 台	320円	
スモークマシン	1 台	210円	
紗幕 (白)	1 張	530円	
バレエバー	1 本	60円	スタンド式含

			む。
音響反射板	1 式	2,100円	
プロジェクター	1 式	1,050円	ホール専用
コンサートピアノ	1 台	5,240円	
エレクトーン	1 台	2,100円	
アップライトピアノ	1 台	2,100円	
移動用スポットライト (1,000W)	1 台	110円	
移動用スポットライト (500W)	1 台	60円	
移動用エリススポットライト	1 台	110円	
移動用パーライト (500W)	1 台	60円	
プロジェクタースポットライト	1 台	210円	
ディスクマシン	1 台	210円	
フィルムマシン	1 台	210円	
カレイドマシン	1 台	210円	
スパイラルマシン	1 台	210円	
プリズムマシン	1 台	210円	
スライドキャリアマスク	1 台	210円	
ストロボマシン	1 台	210円	
ミラーボール	1 台	210円	
波エフェクト	1 台	210円	
ボーダーライト	1 列	530円	
サスペンションフライダクト	1 列	210円	
シーリングスポットライト	1 列	1,050円	
アッパー水平ライト	1 列	530円	
ローア水平ライト	1 列	530円	
サイドフロントライト	1 列	420円	
センターフォローピンスポットライト	1 台	630円	
カラーフィルター	1 式	1,050円	

持ち込み器具	1キロワット 1時間	110円	
Aセット	1式	5,240円	
Bセット	1式	3,670円	
Cセット	1式	2,100円	
移動式はね返り用スピーカー	1式	420円	
フロアモニタースピーカー	1式	110円	
ダイナミックマイク	1本	110円	
ワイヤレスマイク	1本	110円	
コンデンサーマイク	1本	530円	
マイクスタンド	1本	110円	
音響拡声装置	1式	1,580円	
アナウンスフェーダーボックス	1台	110円	
可搬型MDデッキ	1台	210円	
可搬型カセットデッキ	1台	210円	
可搬型CDプレーヤー	1台	210円	
映写機	1回	4,200円	映写技師付き
大型陶芸釜	1回	2,100円	
小型陶芸釜	1回	1,580円	
液晶プロジェクター	1式	530円	
ワイヤレスシステム	1セット	320円	マイク2本、有線マイク付き
マイクスタンド	1本	110円	
DVDプレイヤー	1台	320円	
パソコン	1台	320円	
ロールスクリーン	1張	320円	
テレビ	1台	320円	
ワイヤレスアンプ	1台	320円	
CDラジカセ	1台	320円	

コインロッカー	1回	100円	当日限り
シャワー	1回	110円	

備考 この表のAセット、Bセット及びCセットに含まれる照明設備及び備品の内訳は、次の表のとおりとする。

Aセット	ボーダーライト	2列
	サスペンションフライダクト	2列
	スポットライト (500W)	5台
	スポットライト (1,000W)	24台
	シーリングスポットライト	1列
	フロントサイドスポットライト	3列
	アッパーホリゾンライト	1列
	ロアーホリゾンライト	1列
Bセット	ボーダーライト	2列
	サスペンションフライダクト	1列
	スポットライト (1,000W)	12台
	シーリングスポットライト	1列
	フロントサイドスポットライト	2列
	アッパーホリゾンライト	1列
	ロアーホリゾンライト	1列
Cセット	ボーダーライト	2列
	サスペンションフライダクト	1列
	スポットライト (1,000W)	8台
	シーリングスポットライト	1列
	フロントサイドスポットライト	1列

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。